

草津市週休2日取組促進型工事実施要領 (営繕工事版)

1. 目的

建設業界では若手や女性技術者を中心とする将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。週休2日の取組を指定する工事を発注することで、ワーク・ライフ・バランスの促進と誰もが働きやすい職場環境づくりを目指す。

2. 概要

草津市における「草津市週休2日取組促進型工事実施要領（営繕工事版）」は滋賀県土木交通部の最新の「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領」に基づくものとし、令和8年1月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。

ただし、以下の内容については、読替を行うものとする。

3. 読替箇所

項・項目	滋賀県記載内容	草津市における読替内容
4. 対象工事	<u>建築課が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、現場条件等により週休2日の実施が困難な工事は対象外とすることができる。</u>	<u>草津市が発注する全ての営繕工事に適用する。ただし、災害復旧工事、単価契約工事、現地作業が1週間に満たない工事、現場条件等により週休2日の実施が困難な工事、別に同様の要領等を策定あるいは準用している工事は対象外とする。</u>
6. 積算方法等 (3)積算および変更方法 (ア)完全週休2日（土日） I型 ※完全週休2日	現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)(イ)に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、 <u>滋賀県建設工事請負契約款第24条</u> の規定に基づき行うものとする。	現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)(イ)に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、 <u>草津市建設工事請負契約款第25条</u> の規定に基づき行うものとする。
6. 積算方法等 (3)積算および変更方法 (イ)完全週休2日（土日） II型 ※4週8休以上	現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)(イ)に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、 <u>滋賀県建設工事請負契約款第24条</u> の規定に基づき行うものとする。	現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、「完全週休2日（土日）」が未達成の場合は、補正係数を(1)(イ)に変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、 <u>草津市建設工事請負契約款第25条</u> の規定に基づき行うものとする。

<p>7. 対象工事である旨等の明示</p> <p>(1)完全週休2日（土日）I型 ※完全週休2日</p>	<p>記載例（四角囲い）中の次の内容</p> <p>～費用の計上等の運用にあたっては、<u>「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領」</u>により行う。</p>	<p>～費用の計上等の運用にあたっては、<u>「草津市週休2日取組促進型工事実施要領（営繕工事版）」</u>により行う。</p>
<p>7. 対象工事である旨等の明示</p> <p>(2)完全週休2日（土日）II型 ※4週8休以上</p>	<p>記載例（四角囲い）中の次の内容</p> <p>～費用の計上等の運用にあたっては、<u>「（営繕工事版）週休2日取組促進型工事実施要領」</u>により行う。</p>	<p>～費用の計上等の運用にあたっては、<u>「草津市週休2日取組促進型工事実施要領（営繕工事版）」</u>により行う。</p>
<p>10. 付則</p>	<p><u>1. この要領は、平成31年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。</u> 付則（令和2年6月25日） <u>1. この要領は、令和2年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。</u> 付則（令和2年7月15日） <u>1. この要領は、令和2年8月1日以降の入札公告に係るものから適用する。</u> 付則（令和6年1月25日） <u>1. この要領は、令和6年4月1日以降の入札公告に係るものから適用する。</u> 付則（令和6年6月26日） <u>1. この要領は、令和6年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。</u> 付則（令和7年6月24日） <u>1. この要領は、令和7年7月1日以降の入札公告に係るものから適用する。</u></p>	<p><u>1. この要領は、令和8年1月1日以後に積算業務に着手する工事から適用する。</u></p>